裁判員経験者との意見交換会議事録

1 開催日時等

(1) 日時

平成27年7月16日(木)午後2時から午後4時15分まで

(2) 場所

佐賀地方裁判所会議室

(3) 出席者

裁判員経験者 6人

佐賀地方裁判所裁判官 杉 田 友 宏

佐賀地方検察庁検察官 鈴 木 美 香

佐賀県弁護士会弁護士 杉 山 林太郎

佐賀地方裁判所長 鈴木浩美(司会)

2 議事内容等

別紙記載のとおり

(別紙)

司会者

私は進行役を務めさせていただきます佐賀地裁所長の鈴木でございます。 よろしくお願いします。

開会に当たりまして, 一言御挨拶を申し上げます。

裁判員制度は施行から6年が経過しまして,佐賀におきましても48件, 52名の事件につきまして裁判員裁判が実施されております。多くの方に 裁判員として参加してきていただきました。国民の皆様の御協力をいただ きまして,制度につきましては概ね円滑に,順調に推移していると考えて おります。この場をお借りしまして,改めて御礼を申し上げます。

本日は意見交換会に経験者6名の方に参加していただきました。皆さん お忙しい中,裁判所までおいでいただきまして,誠にありがとうございま す。

皆さんには、裁判員裁判終了後のアンケートなどでも御意見をお伺いしておりますけれども、経験後、しばらく経過したこの段階におきまして、改めてその御経験を振り返っていただきまして感じておられること、裁判員裁判を今後どうしたらいいのかというようなこと、あるいは今後裁判員として参加される方へのアドバイスなどにつきまして御意見や御感想をお伺いしたいと思っております。

本日の意見交換会をもとにいたしまして、裁判員裁判制度が一層充実、活性したものとなるように私どもも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、裁判員経験者以外の3名の方を御紹介いたします。検察庁からは鈴木検事、佐賀県弁護士会からは杉山弁護士、裁判所からは杉田部総括判事の3人でございます。3人の皆様には、裁判員経験者の方のいろんな御意見とか御質問に答えていただいたり、あるいは時間があればお三方

から経験者の方に質問をしていただいたりというようなことがあるかもし れませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、裁判員を経験された全般的な感想なり御意見につきまして、 1人二、三分程度お伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。 それでは、まず、1番の方からよろしくお願いします。

経験者1

裁判員裁判に参加してというお話ですが、最初に、この裁判所に来ること自体が私は初めてでしたので、案内に沿って部屋に入って、ああ、これだけの人が佐賀県から選ばれて来たんだなという感想でした。裁判員の書類をいただいた時点から、何事もよっぽどものすごく何か説明のつくような拒否する理由がない限り、書面を見た限りでは受けざるを得ない、出廷せざるを得ないような状況でしたので、ちょっと驚きました。私の裁判員裁判という制度の知識のなさというのを実感しました。

あとは、コンピューターで裁判員の方を決めさせていただきますという ことは驚きというか、こういう方法があるんだということで驚きました。 その中で、私の番号でピタリと止まり、選ばれることになりました。

それからはメンバーの方と毎朝一緒の部屋に来て、事件というか、そういう流れをしていく中で、最初は出てくる言葉も私の知識のなさでしょうけれども、なかなか理解できないところもままありまして、1日が経って、2日目、3日目とするうちには、裁判官の方ともなじめて、それからあとは、メンバーの方とも話をするようになり、事件のこと、裁判のこともだんだん話すようになりました。

あとは、私は事件に携わって1年がたちますけど、裁判員になってから、 事件についての新聞記事などもよく見るようになりました。

司会者

ありがとうございました。それでは2番の方お願いいたします。

経験者2

私は、最高裁から裁判員候補者名簿というのが届いたときには、本当に まさかと思ってびっくりしました。その後、地裁からいよいよ裁判員候補 に選ばれたということで、これも二度びっくりということでしたね。それ から、いよいよ6名に選ばれたということで、選ばれたからには何か役に 立たないといけないなということで、ちょっと頑張ってみようという気に なりました。

まず第一に不安に思ったことは、法律の知識がないということです。しかし、いろいろ調べてみると、国民が参加する裁判であるとか、日常生活の判断であるということを聞きましたので、少し自信が湧いてきました。

それから、あとは参加するに当たっての職場の環境ですかね、1000 人ぐらいの企業なんですけど、それはもう今の段階ではかなり進んでおっ て、気持ちよく協力をいただきました。それから、あと心配な点というの は守秘義務の件ですね。初めのうちは裁判員になったこと自体も秘密なの かなとか、裁判員の内容とかどれぐらいまで公表していいかとか、その辺 がよく分からなかったので、そこは不安な点でした。

それから、裁判員制度に参加する過程とか、終わった後にいろいろトラブルがあるとかも聞いておりましたので、そういうものも全くなくて、こちらから裁判員だと説明するぐらいの感じで、そういうトラブル関係は全くありませんでした。

そして、いろいろ4日間評議をしていく中で、先ほど申しましたように、 国民の目線でということで、判事さんからいろいろ、私に合わせたレベル で説明をしていただいて、いろいろ意見を考えるところはあったんですけ ど、最終的には相手の言うことが正解なんだなとか、多数決がいい結果が 出ているなということで、最終的には私は全く納得をした形で終わりまし た。 先ほども話がありましたように、参加することによって、やはり今まで新聞やニュースを、その関係を余り見ていなかったんですけど、そこに関心が出てきて、今さらながら遅いんですけど、いろいろ勉強させられています。裁判所に来ることは、なかなか普通の人はありませんので、緊張でいっぱいです。そしてこの緊張も、人間の成長になるのではないかとよく解釈しております。

今振り返ってみると、非常によい経験をさせていただいたということで す。

以上です。

司会者

どうもありがとうございました。

では、3番の方お願いします。

経験者3

私も最初、最高裁から書類が来たときはびっくりしました。裁判員裁判を経て、まず法廷の座る位置などにも驚いて、最初はそういう緊張で1日目、2日目が過ぎました。あと証人の方を間近で見るとか、被告人を見るとか、被害者の方を見るとか、そういうのも最初はすごく、ここの場所に座って、裁判員と普通の一般の人との境目が分からなくなるぐらい驚きとかもありました。慣れて何日かたったら、そういうのにもだんだん慣れてきまして、自分がこの裁判の中に参加しているという気持ちがだんだん強くなってきて、少し冷静な目で見ることができるようになったような感じがします。

それと、検事の方と弁護士の方のやり取りも、私たちにすごく分かるような言葉を選んでいただいているのかどうか分からなかったんですけれども、一般の方でも分かるようなやり取りで、スムーズに自分の中に入ってきましたので、すごくよかったです。評議室というか、その中でもすごく

内容もよく、分からないことはどんどん質問してどんどん返ってくるのが毎日続いていましたので、全く分からない、どういう事件でどういう判決を出していいのかというのが分からないまま入りましたけれども、最後はもう一度チャンスがあれば出てもいいんじゃないかなという気持ちになったと感じました。

突然, 12月に最高裁判所から送ってきて, もう来ないんじゃないかなというぐらいのときに来ましたので, その心構えというのがなかなかなくって, やっぱりすごく, そこら辺はすごく, 負担じゃないんですけれども, 驚きというのがありました。

しかし、いろいろ配慮していただいて、参加してよかったなじゃないんですけれども、ちょっとした安堵感とか責任感とか、そういうのを感じたような気がします。

以上です。

司会者

どうもありがとうございました。

それでは、4番の方お願いします。

経験者4

私も同じように、裁判所自体が初めてで、裁判所の場所が佐賀市のこの 辺にあるというぐらいの知識で参加をしました。最初に被害者と被告人と の両方の意見を聞くように言われたんですけど、担当した事件がわいせつ ということで、どうしても被害者の方に傾いてしまって、評議室でも最後 まで被害者の方に傾いた意見を言ってしまったんじゃないかなと思いまし た。

その意見が通ったときは、言葉として出てきて、私の意見が通ったなと 思う反面に、ここまで言ってしまってよかったのかなというか、被害者の 人生を変えたけど、逆に被告人になった人の7年半を、こんな知識がない 私たちが決めていいのかなという,何か複雑な気持ちを最終日に感じてしまいました。

それまでは、普段はわいせつ事件については聞き流すような人生でしたが、意外にも刑期が短く、再犯率が高いということから考えて、自分の担当した事件ではなくて、もうちょっと法律的なものが変だなということがすごく気になりました。

評議室の中はすごく何でも言い合える所でしたので、緊張することなく 最後まで5日間できたと思います。

司会者

どうもありがとうございました。

続きまして、5番の方お願いいたします。

経験者5

私も今言われたとおり、裁判所には初めてで、まず一番驚いたのが、うちの家内でした。「あなたが裁判員って、どんな人の罪を決めるの。」と言われたのが印象に残っております。その中で、いろいろな職業の方がおられたんですけれども、その中で、評議室でいろいろ話をしている中で、やっぱりいろんな職業の方の意見を聞いていたら、ああ、そういうこともあるな、こういうこともあるなということを感じました。そして、最終的に刑を決める場合は、裁判例が十ばかり書いてあるのを見ていたら、あれで随分助かりました。そして、いろんな意見が出ていたことを覚えております。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。続きまして、6番の方、お願いします。

経験者6

裁判に参加してということですが、裁判に参加したことは、私にとって は大変貴重な体験でした。裁判員に選ばれたときには、本当に、やはりハ

ードルの高いところに来てしまったな、私で大丈夫なのかなっていう思いがしました。しかし、こうなったからにはというように覚悟を決めて臨みました。時が進むに連れて、自らが一つの流れに乗って考えたり行動したりしているなという思いがありました。参加した感想として一番大きかったのは、本当に大変貴重な体験をさせていただいたということでございます。以上です。

司会者

ありがとうございました。 6 人の方から全般的な御感想をいただきました。 ありがとうございました。

それでは、裁判の手続の順番に沿いまして、もう少し具体的な御意見な り御感想をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

順番から行きますと専門用語でいうと冒頭手続というところになるわけですけれども、まず、一番最初に皆さんが法廷に入られて、それで法壇に座ってみますと、裁判員裁判の場合、最初に被告人が入っていますね。それで、皆さんの方が入られて、それで、起訴されている被告人と表示されている方と、法廷に来ている方が一致しているのかどうかという手続がまず行われたかと思います。その後で、起訴状を読み上げて、その起訴された事実について被告人、あと弁護人が基本的に違っているのか、違っていないのかということを確認した手続が行われたと思います。その後で、検察官が証拠で立証しようとする事実のあらましを述べるという手続が冒頭手続の大まかなことなんですけれども、この辺の説明について分かりやすかったかとか、あるいはこの辺は裁判が始まってすぐなんですよね。その辺の検察官の証拠で立証しようとする事実、あるいは弁護人が証拠によって立証しようとする事実のあらましについて、何か分かりにくいことがあったとか、あるいは逆に、非常にこの点はよかったと

か,あるいはその述べた時間というのが事件ごとによって違うんだろうと 思いますけれども、提供された情報量というのはどうだったんだろうかと か,配布された書面の利用について、経験された皆さんから考えてどうだ ったかというふうな点につきまして、お伺いしたいと思います。この点に ついてはどなたか、いかがでしょうか。

裁判員裁判になってから、書面もカラフルになりましたし、分かりやすいようにということで文字だけではなくて、若干絵が入っているものも出てきているんですね。その辺、裁判官だけでやっているときに比べると、検察官も弁護人も非常に丁寧に分かりやすくなったと、裁判官の立場からすると考えているんですが、その辺、こんなふうにしたらもっとわかりやすいんじゃないのとか、アイデアはいかがですか。あるいは、場合によっては、書類を一番最初に配付された場合と、あと最初は書類を見ないで、発表だけがあって、その後で最後にメモという形で書類を渡されるというふうな弁護人とか検察官もおられるんですけれども、何かその辺について御感想なり御意見があったらお願いしたいと思います。

司会者

5番の方,どうぞ。

経験者5

そのことについて直接関係はしないと思うんですが、私は裁判員裁判に参加し、いろいろ審議している中で、犯人、義理のお父さんが家をローンで建てているんですね。それでどうにも払うことができず、義理のお父さんが自殺しているんです。そういう中で、検察官とそれから弁護士さんも一緒だったんですけど、家を放火して、保険金が下りたか下りなかったか、そういう話が全然出なかった。

それと,もう一つは,多分あれは家のローンを払うことができずに最終 的には裁判所の競売か何かにかかっているんですけれども,そこの過程を もう少し知りたかったなと後で思いました。

司会者

証拠調べのところはまた後でお伺いしたいと思いますので、まず冒頭の手続のところで、検察官なり弁護人が証拠で立証しようとする期日の主張を述べる機会があったと思うんですけど、その辺りについては何か印象的だったことなどはいかがですか。どうぞ、6番さん。

経験者6

私は非常に分かりやすかったという印象です。フィルムを使ってあったり、資料もカラフルであったりというように、すごく分かりやすかったと思います。

経験者3

直接口頭で最初から言っていただけるよりも、やっぱり私も書類の方が 分かりやすかったです。それで、こちらの方から質問したら、すぐそれに 対応していただくというように、結構スピーディーにいろんなことをやっ ていただいて、そういうので、目で見るというのはすごく大切かと思うん です。言われたことを全部受け止めるのは、やっぱり記憶が最初と最後で 完全に一致するかと言ったら一致しないと思いますので、書類をいただい たらそこに、ペンと鉛筆もいただいていましたので、すごく、皆さん自分 の思ったことを書いて、それを評議室に行ってもう一回言ったり言わなか ったりしたんですけれども、隣の人とちょっとお話もできるし、やっぱり 裁判員裁判の人には、最初にいただく書類とか、そういうのはすごく大事 でいい方法だと思います。

司会者

はい, ありがとうございました。 どうぞ, 2番の方。

経験者2

私の方は、覚せい剤取締法違反の事件だったんですけど、公判前整理手続が終わった後の審理事項でした。それで、資料としては、時系列的にカラーを使った形で整然と整理されておって、量的にもちょうどいいぐらいの量でされておりまして、大変分かりやすかったです。

司会者

はい, ありがとうございました。

ほかの方はいかがですか。4番の方どうぞ。

経験者4

私も資料があってよかったと思います。その場ですごく緊張している中で、自分なりにメモがいっぱい取れたので、最後評議の時間のときに、このようなことを言っていたなというように見直すことができたので、メモ 用紙としても使えたかなと思いますし、それは必要だったと思います。

司会者

はい, ありがとうございました。

書類があったのはよかったというお話ですけれども、記載されている情報量として多いとか少ないとか、冒頭陳述のメモというところに限ってですとその辺はどうですか。事件によって、相当詳しいものと割合シンプルなもの、もちろん皆さんの担当された事件は一律ではありませんので、全部一緒にして議論するのは適当ではないんだろうとは思いますが、そのメモとして記載されていたものの情報量について、多いとか少ないとか、その辺の関係は、いかがでしょうか。

経験者6

私は、5番さんと同じ事件でしたけれども、全くの素人ですよね、これが前提です。それで、資料を渡された分が全てなんですね。それで、理解できたということですので、ちょうどよかったかなというふうに思います。

司会者

はい,分かりました。

それでは、先ほど証拠調べのお話も出ましたので、今度は証拠調べの方 に入っていきたいと思います。

皆さんが担当された事件の中では、検察官が請求した証拠の中には、供述調書と言いまして、警察官が関係者の人から聞き取った内容を法廷で読み上げるという形で調べた証拠などもありましたでしょうし、あるいは直接証人、あるいは被告人が法廷で検察官なり弁護人の質問に対して答えるという形で証拠調べをしたという事件もあっただろうというふうに思います。その辺の証拠調べのやり方などについて、何か御感想なり御意見なりがありましたらお願いしたいと思います。

争っている事件の場合ですと、例えば、被害者のいる事件であれば、被害者の方が証人として、自分がどんな経験をしたのかということについての体験をどういう形になろうかなというふうに思うんですけれども。その辺いかがですかね。

経験者5

放火の事件だったんですが、被告人が1回目は直接壁にターボ式チャッカマンで火をつけようとしたけど、つかなかったんですね。だから、そこで、別な所で角材にターボ式チャッカマンで火をつけて、それで火を起こして離れに放ったということだったんですけど、我々は小さいときからターボ式チャッカマンがどのくらい強いかというのははっきり分かりませんけれども、直接角材に火がつくのかどうか。だから、私だったと思うんですが、被告人に直接油を使ったんですかと聞いたら、油は使っていませんと。火がついたのは、警察で実験をさせられましたということで、角材に直接火がついたのかなと思っていたら、証拠は、後で出てきました。

司会者

ありがとうございました。今のケースですと,犯行の再現といいますか,

つくかどうかの再現のところは, 証拠としては出てきていなかったんです かね。

経験者5

そういう感じで、警察で実験させられましたということを。

司会者

その事件の場合ですと、基本的に被告人が人の住んでいる家に火をつけたということについては争っていなかった事件だと思いますので、多分そこのところは証拠の中からは外れたのではないかと思われますが、その辺は火がつくという証拠があった方が分かりやすかったということでしょうか。ありがとうございました。

ほかの方は自分が担当された事件の証拠調べの中で、ここが警察官、弁 護人の立証の仕方として非常によかったんじゃないかとか、あるいは、こ ういう点はもう少し工夫をしてほしかったとかいう、そういう点は何かご ざいますか。はい、どうぞ。

経験者3

私の担当した裁判員裁判では、知的障害者の方の強制わいせつだったんです。証人としてその施設にいらっしゃった女性が出られて、裁判が1回延びて、遅れて、すごく時間がたった裁判と聞いたんです。なのに、おっしゃっていることが鮮明に覚えていらっしゃったのがすごく不思議というか、評議室で、「そういうのってロールプレイングなさっているんですか。」と聞いたら、「その場で。」というふうにおっしゃったんですけれども、もらった書類に書いてあるのをそのままきれいにおっしゃっていたんです。知的障害の人と一般の方の境界線というのを初めて知りまして、それよりもちょっと下の方の方で、付き添いの方がいらっしゃったんですね。付き添いの方がずっと何かその人が証言するたびに安堵の顔をなさったり、ちょっと困ったような顔をなさって、途中で弁護士の方が注意なさったんで

すよ。私たちもそれが不思議で、本当にこれは証言として成り立つのかどうかというのがずっと分かんなかったんです。すごく前のことを昨日のようにおっしゃるのも。だから、そういうのにすごく記憶がいいのかどうかよく分かんなかったという、そこだけちょっと、引っかかっていたということがあります。

司会者

その方の証言された言葉を信用していいかどうかということについて引っかかっていたということでしょうか。

経験者3

というのもあるし、私たちは、1週間前の記憶ってほとんどないんですけれども、それが1年半か2年ぐらい前のことを、すごく鮮明におっしゃっていたんです。ですので、ちょっとびっくりしたというか。

司会者

検察官の立場から、何かおっしゃっていただけることがあれば。何かご ざいますか。

検察官

私は直接その事件に関与していないので、実際にその事件に関してどのような捜査をしたかですとか、裁判に向けてどのような準備をしたかというのは存じあげないんですけれども、今の話は出廷した証人に関するお話でしょうか。

経験者3

はい。

検察官

その場合には、証人の方も裁判に出られたことがある方ではありません ので、いきなり法廷で話を聞くとなりますと、もちろん緊張もされますし、 そもそも手続などについても知識のない方がほとんどですので、そういっ た手続的なことですとか、あるいはどのような裁判の流れになっていくか ということに関しては事前に打合せのような形でお話はさせていただくの が一般的かと思います。

司会者

ありがとうございました。そのほか何かございませんか。はい,どうぞ。

経験者1

ささいなことですけど、私が担当した裁判は麻薬の事件だったんですが、 確か麻薬の粉が入ったみたいなものを証拠品ということで見せられたよう な記憶があるんですが、こういうので人生が変わっちゃうのかな。ちょっ と見た感じでは、普通の粉みたいなものなんですが。記憶は大分薄れてい ますけど、そう感じました。

司会者

その事件の場合ですと、覚せい剤ですので、恐らく証拠物として法廷で 袋に入った覚せい剤を見せたかどうか、見た記憶ですか。袋に入った白い 結晶が。

経験者1

はい、何か回ってきました。袋に入ったのがまた袋に入ったみたいな形で、ずっと裁判員の方を回って、なんか見てくださいみたいな感じで。ちょっとそれが印象にありました。

司会者

そうですよね。覚せい剤はやっぱり普通に出回っているものではありませんので、時々空港などで大量に見つかった場合にはニュースになる場合もありますけれども、実際に品物を見るということについてはどうですか。普通は覚せい剤の事件ですと、その事件に関係した覚せい剤というものは見てもらう場合が比較的多いのかなと思うんですけれども。その辺の証拠調べのやり方について、御感想はどうですか。

経験者1

先ほどもよく分かる資料とか、いろいろ他の方も言っていらっしゃいましたけれども、確かに覚せい剤って、とにかく何グラムとか、そういうのが資料の中に頻繁に出てくるもので、量的にも 0. 何グラムというのがどのくらいなのかというのがなかなかぴんとはきませんし、それで実際の物を見せてもらったのかなとも思いましたけどね。

司会者

そうですよね。普通、そのぐらいのグラム単位数といったら、一般のごく普通の生活をしている分にはあんまりぴんとこない部分がありますよね。 証人なり、被告人本人から法廷で直接事件のこと、あるいは今後のことなどについて質問があっただろうと思いますけれども、被害者なり被告人から直接法廷で一問一答の形で行われる証拠調べの方法と、捜査の段階で警察官の人が関係者から聞いた書類を読み上げるというものの証拠調べの方法と、やり方としては両方考えられるんですけれども、何か法廷で直接聞いたということについては、いかがでしょうか。事件によって両方のやり方を経験しないと、なかなかどっちがいいとか、どっちが悪いとかという言い方というのはあまり簡単に言うのは適当ではないのかなとは思われるんですが。その辺はいかがですか。どうぞ。

経験者2

私は、心にいまだ引っ掛かっているのは、証人に薬物依存者の薬物依存症からの回復と社会復帰支援を目的としたリハビリ施設の施設長さんが来られて、覚せい剤を一度使用したら一生涯治らないと。そして、刑務所に入れても、その期間拘束するだけで、出てきたらまた使う。いわゆる一生治らないという証言がありました。もう一生治らないということでしたので、印象に残っています。

司会者

それは、そのリハビリ施設の方が書類を書いたのを読み上げるよりも、 そう証言された方が印象は強かったというところがあるんでしょうかね。

経験者2

はい, 印象は本当に今でも残っております。

司会者

ありがとうございました。はい,どうぞ。

経験者6

少しずつ思い出しているんですけど、被告の方に質問されるという、本当にあの過程は一部だけでしょうか。とにかく、その手前でいろいろ警察で話をされて、いろんなことが分かった上で、確認事項だけということであそこであのようにされるんでしょうか。とにかく、あのくらいで十分言いたいことが言えただろうかなというような思いがありますけど、時間はあれで十分だったのか、お互いに審理そのものの時間はあれでいいのかなというちょっと疑問を持ちました。それで一生に関わることを決めなければいけないということになるので、あれでよかったのかなという感覚でした。

司会者

そうすると、被告人の方に対する質問の時間、答えている時間が、少し 短いのかなという御感想でしょうか。

経験者6

いえ, それは両方に言えると思います。ちょっと素人があんまり詳しいことは分かりませんけれども、はい。

司会者

なかなかその辺は事件によりけりだと思われますが,裁判官の方から説明があったかと思うんですけれども,法廷でどのような証拠調べをするかということに関しては,裁判官,検察官,弁護人含め,その時間としてど

のぐらい必要かということをお互いに意見交換して、スケジュールの関係 もあり、希望のところをもう少し詰めてもらえませんかというような話を している場合もありますので、その事件の内容と、その事件で議論しても らわなくてはいけない内容で違ってくるのかなとは思われます。ありがと うございました。

では、続きまして、証拠調べが終わった後で、今度は論告・弁論という ことで、検察官の証拠調べが終わった後で、検察官の方としては証拠で立 証できた事実について述べた後で、その結果からすると被告人に対しては こういう刑が適当であるという意見を述べて、その後で、今度は弁護人の 方から、弁護人の立場からの事件の見方について証拠で立証できた事実と いうものは、その弁護人からすると、こういうふうに立証できたと考えま すと。したがって、検察官は、例えば求刑何年という言い方をしましたけ れども、弁護人としてはそういうものではなくて、こういう数字が適当で あるとか、あるいは実刑ではなくて執行猶予を付けてほしいとか、そのよ うな意見を述べる手続があったかと思いますけれども,その検察官の論告, あるいは弁護人の弁論という手続について、それぞれの説明について理解 できましたでしょうか。また、何か分かりにくいことがあったとすれば、 こんなふうにしてもらった方がいいんじゃなかろうかとか,あるいは,こ ちらの関係でも,論告のメモとか,あるいは弁護人の弁論のメモが出され たと思いますけれども、その辺のメモの分量なり内容について、何か感じ られたこと、あるいはもう少しこんなところを工夫してほしいというよう なことがありましたらお願いいたします。

これも、事件として無罪であるというふうな形で争った事件もあります し、起訴されている事実については争っていなくて、評議の中心となるの は刑の重さを決めるというものが中心の事件と、両方のタイプが皆さんが 担当された事件の中ではありましたので、それを一緒にして議論するのは なかなか難しい部分があろうかと思いますけれども、それぞれの自分の経験された事件に応じてということで結構ですので、その辺はいかがですかね。はい、どうぞ。

経験者5

検事さんの求刑は6年、弁護士さんは3年と執行猶予付きでしたので、 すごく間が開き過ぎているなというのが第一印象でした。その中で、いろ いろ判例を見て、そして、被告人の証拠調べの中でいろいろなことをやっ ておられるようだったので、これはもう実刑だなというような感じは持ち ました。

司会者

ありがとうございました。はい,どうぞ。

経験者4

私の場合は、全て認めた上での求刑8年で、被害者が未成年の方だったので、代理で来られた方が無期という意見を言われたんですね。やっぱり素人目から見たら、全て認めて償うならば無期というのもあるんだと思ったけど、求刑を上回るにはそれなりの理由を書かなければいけないということを評議室で言われて、ああ、実際そういう大体の基準というのは決まっているという中で、弁護人の方が言われた反省しているというところを見抜くというか、普通の生活で悪い人を見ることはないので、反省している度合いを考えるのがすごく難しかったですね。被告人が書いた反省ノートというのを見せてもらったんですけど、ノートの数は多かったけど、実際よく見たら、いつも同じこと書いているかなという印象でしたので、素人から見たら、反省具合を考えるにはちょっと資料が足りなかったんじゃないかなと。もうちょっと被告人の言葉で伝えようとしないといけないことはもうちょっと訴えてほしかった。訴えてもらわないと、話し合いはちょっと大変だなと思いました。

司会者

弁護人の立場としては反省しているというところをもうちょっと具体的 に出してほしかったなということでしょうか。ありがとうございます。

(休 憩)

司会者

それでは、再開したいと思います。休憩前で大体審理のところが終わっておりますので、今度は評議・判決のところに参りたいというふうに思います。

それでは、評議や判決の場面で何か疑問に思われたこととか、感想など ございませんでしょうか。

3番の方からあらかじめ法曹三者への質問事項をいただいていましたが いかがでしょうか。

質問事項の中で、事案の概要というのは漠然と分かっても、その罪の重さとか懲役の長さとかが妥当だということがよく分かりませんということを、あらかじめいただいていたペーパーに記載していただいていました。

経験者3

私たちの判決は懲役3年だったんですけれども、それを出すのに全国の同じぐらいの罪の重さの判決をかなりの枚数を出していただいて、その中からこれに近いんじゃないかというのをみんなで話して出したんですけれども、それが本当に妥当かどうかというのはやっぱり私たちは素人だからよく分からないんです。それに近い罪を犯した人の今までの判例、前例というので私は選びました。必ずしもみんながそれに一致するわけじゃなくって、かなり話合いをして、みんなで意見を出し合ってしましたので、それは妥当じゃなかったかなと思いますけれども、自分たちが年数を決めるというのは、すごく負担というか、それでその人がどれだけ罪を償うのかというのが決まるということの重大さをすごく感じました。

司会者

評議のやり方でいろいろあるんだろうなと思われますが, 評議自体というよりは、刑期を決めるに関して・・・。

経験者3

そうですね、刑期がどの罪でどれぐらいというのが分からないんですよね、私たちは。だから、書面で多分五、六枚あったんですけれども、それで、これに近いものを出してみましたということで出していただいて、これだとこれぐらいですよねみたいな話をして、そういうみんなで話合いというか、それで刑を決めたんです。それが本当にそれでいいかというのはやっぱり分からないです。

司会者

やはり事件は一件ずつ違うものですから、だからそれは、刑を決めるについて重要視する要素という説明も恐らくあったんだろうと思いますけれども、それを踏まえた上で、やはり自分が担当しているこの事件というのは、あくまでもそれは個性のある事件ですから、それを参考にしつつ、評議ではこの事件ではこういう刑期にするのが適当だろうということを意見交換していただくというのがいいのかなと思っているんですけどね。

経験者3

はい、それで、かなり年数というのを出すのに、すごく話合う時間を取っていただきましたので、最後はこれぐらいですよねみたいな感じでした。

司会者

その評議する時間や、決めるまでの過程という関係では、大体よかった のではないかという御感想ということでしょうか。

経験者3

はい, 評議室の全般, 全体的に分かりやすく, 質問にもすごく的確に答 えていただいて, 分からないなら全部調書なども見せていただいて, まさ か見せていただくとは思っていませんでしたので。やっぱり見てみないと分からないというのがありましたので、すごくよかったです。

司会者

裁判員裁判の場合ですと、いろんな書類も基本的に法廷でスクリーンに 映したり、あるいは書類の中身ですと、原則としては全部読み上げたりで すね、写真であれば資料を投影装置で写していますので、証拠の中身につ いては裁判官と裁判員の方の間で、裁判官だけが見ている証拠というのは、 ないことになっているんですけどね。

評議の関係で、ほかの方いかがですか。

経験者1

先ほどの3番の方も言われましたけど、私たちも判決をするのに、全くの素人で、全く知識がなく、どうなるだろうと思ったら、確かに裁判所の方からそれらしき過去の事例を何枚か見せてもらって、このような事案で、過去にこういう判決が出ていますよみたいなことでずっと話していって、最終的には5年以上100万円の罰金だったかな、何かそういう頭というかな、そういうのが文書で出てきたこともあるけれども、5年以上、その人は執行猶予中だったので、今度は執行猶予が付かずに実刑でというメモみたいなもので5年以上100万円で、それで裁判員の人たちと評議をずっとしていったわけです。それは大いに助かりましたと言ってもいいのかどうか、私たちの裁判は再犯だったので、裁判所の方の話を聞いていくうちに納得したという感じで、最終的には、判決は6年となったんですけどね。まあそんな感じで、私はうまく説明は言えませんけれども、納得はしました。

司会者

ありがとうございました。皆さんは、評議のときに御自分で思っていた ことというのは十分話せましたでしょうか。また評議時間が十分だったか どうかとか、あるいは先ほど論告、あるいは最終弁論のメモのお話をされたわけですけれども、その辺、どういうふうに活用されたかとかですね。あとは、今ちょっと量刑を決めるに際して、量刑グラフと、過去の裁判例といいますか、例えば、薬物の事件の場合ですと、やはりどのぐらいの量を扱ったかとかいうのは、一つ重要な要素になってくるわけですけれども、その辺の関係での量刑を中心として考えるべき事情について、大ざっぱに検索をかけたところでのものというのを、一応皆さんの数字を考えてもらう上での参考資料として多分見ていただいたんじゃないかなと思っているのですが、その辺の資料は参考になりましたでしょうか。その辺のところ、何か御感想があればお願いしたいと思いますが。はい、どうぞ。

経験者2

評議のときは、だんだんと日にちがたって、裁判員の皆さんとかなり知り合いになっておりましたから、和やかな雰囲気のうちに進んでいきました。そして、気付いたことは自由に意見は述べることができるし、また、他の裁判員の考えと違ったら、それが納得いけば、すぐそちらの方に変えてもいいということでしたので。十分皆さんの意見を聞いて、和やかな雰囲気で進むことができました。それもこれもプロの裁判長の方とか裁判官の方が我々の国民のレベルというか、それに合わせていろいろ進めてくださったおかげだと思っています。

司会者

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。何かこのように工夫したらもう少し意見が言いやすかったとか、その辺何か御意見ありませんか。

私どもも皆さんが意見を言いやすいようにいろいろ工夫をしているつも りではあるんですけれども、どちらかというと、裁判官の視点から考えて いて、裁判官からすると、裁判員の皆さんはどのようにしていったら意見 が言いやすいのかなと思って工夫しているところはあるんですけれども, その辺の裁判官の思いと,皆さんからのこんなふうにしてほしいなという ところが必ずしも一致していない場合があるんですよね。そんなところは 余計なお世話だとか,いや,もうちょっとこういう点を考えてもらった方 がいいんじゃないかとかいうようなところは何かありませんでしょうか。 杉田部総括としては,その辺が佐賀の課題ではないかというようなことを おっしゃっているものですから,この機会にぜひお願いしたいと思うんで すけど。

裁判官

皆さんと一緒に評議させてもらうのは私で、その私がここにいるということで、なかなか言いづらいのかもしれませんけれども、今所長の方から話がありましたけれども、よりよい評議を実現するというのが課題の一つなんです。忌憚のないお叱りをいただければ、これからもっといい評議になるかもしれないので、教えていただければなと思います。

司会者

いかがですか。本人がいる前じゃなかなか言いにくいですよね。

裁判官

それでは、ちょっと違うところを。先程どのような事案かというところはみんなで話合いをして、こんな結果が生じて、どういうやり方をしてとか、そういう話をするところがいいんだけど、それを決めた後に、懲役何年という数字を考えるところがなかなか難しいという話がありましたね。それを少しでもやりやすくしていただくためにお話に出ていた判例一覧表のようなもの、事例一覧表というんですけれども、これを皆さんに多分お配りしているはずです。それと併せて、同種事案の判決結果だけを棒グラフにしたものもあわせて皆さんにお示ししたはずなんですね。全国的に見ると、事例一覧表を皆さんに見ていただくというやり方は、多分、今、少

数になっているかと私自身は認識しています。今後もそれを続けるかどうかの参考にしたいので、皆さんのお話しに出てきたのは事例一覧表の話は出てきたんですけど、棒グラフの方の話は全然出てこなかったので、要するに棒グラフの方は印象に残っていないんじゃないかと。そこで、棒グラフのことなんかもう忘れていましたという方、ちょっと手を挙げていただけますか。全員ですか。ありがとうございました。

経験者3

文字の方が記憶に残るんじゃないかと思うんです。

裁判官

一生懸命見るのは事例一覧表の方ですね。

経験者3

読みますから。

司会者

ありがとうございました。結構ありますよね。実は既に皆さんにお知らせしていると思うんですけれども、あの資料というのは、その事件を担当する検察官と弁護人も利用できますので、それぞれの立場でのこの事件で大事だと思っている量刑などを打ち込んでグラフを作ったり、あるいは事例一覧表を一部プリントアウトしたりして、手に持っておられる検察官、弁護人が圧倒的に多いんだと思うんですよね。だとすると、その辺の使い方の関係でいくと、余り棒グラフはインパクトはないんですかね。それは様々だろうとは思いますけどね。裁判長が杉田さんだったんで、杉田さんの前では余り悪口を言いにくいかもしれませんけれども、決して悪口ではなくて、今後よりよい裁判をするために、何か評議のところで、ちょっとこんなことを少し考慮してくれればよかったなみたいなところというのは何かありませんか。ぜひ裁判所の立場からすると、その辺をお聞かせいただけるとすごくありがたいのですが。どうぞ。

経験者6

すみません、私はすごく事がスムーズに運んだのは、多分、杉田判事さんのお人柄であったと思います。本当に評議室に入って緊張しまくっていたんですよね。それで全てにおいてどこまで話していいのかなという思いがありましたけれども、出身地がどこでとか、朝ちょっと走っていてみたいな、個人的なこともちらほら紹介していただいて、ああ、こういうことはいいんだというような気持ちで気分がほぐれてというか、緊張が少しずつ解けていっているというか、そういうところがありましたので、やっぱりそれはよかったかなというふうに思います。すごく素敵なナビゲーションというか、とにかく上手に運ばれたなという思いが強いです。例えば、何かこれから改善するというようなことは何だろうって、むしろそっちの方が何だろうって考えなければいけないような感じがします。

司会者

分かりました。ありがとうございました。皆さんそれぞれ裁判員として参加していただいたわけですけれども、今後、裁判員裁判に参加される方に対して、こんなところを注意していただきたいとか、あるいは安心して参加してもらったらいいんじゃないのかなどあれば、経験された感想は冒頭で皆さんの方からお話ししていただいたんですけれども、次に裁判員になられる方へのメッセージを1人2分間ぐらいずつでお願いしたいと思います。また、言い忘れたという点でも結構でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、6番さんからよろしいでしょうか。お願いします。

経験者6

私は、体験することでき、自分のためによかったなと思います。裁判員の経験というのは願ってできることではありませんので。内容はすごく重く感じられましたけれども、その都度きちんとした説明をいただきました

し、先に進めたというのが、すごく安心感につながりました、そういう思いです。

これをきっかけにと言いますか、今までいろんなことを考えないで漫然と暮らしていたのが、自分の人生だったりとか、担当した裁判に関わった方たちの人生だったりとか、それから人の育ちであったりとか、社会の様々なこととか、それから私たちの国の将来とか、そういうところまで思い描いて、いろんなことを考えるきっかけになったなというふうに思います。本当にこういう体験は願ってもないことですので、もしこういうことに当たられた場合は、勇気を持ってチャレンジしていただきたいなと思います。それと、一言ちょっと付け加えると、やっぱりこういう私を黙って見ていてくれた家族がいるんですよね。その家族にも、いろんなことは言えない私をじっと見守ってくれていたというのは分かっていましたので、やはりそれが一つの支えというか、理解してくれたことが本当にありがたかったですね。やはり断らないで、本当にこういう体験をしていただきたいなというふうに思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、5番の方お願いいたします。

経験者5

私もそうだったんですけど、ぜひこれから裁判員になられる方にぜひ一言言いたいのは、刑事裁判であるということですよね。だから、少なくとも、それから非常にそれ以上に怖いこともあるでしょうけど、やっぱり最終的に刑を与えなければいけないというような心構えで勇気を持って臨んでいただきたいというふうに思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、4番の方お願いします。

経験者4

私も,全体的にやっぱりやってよかったなという経験でした。いまだに, この裁判所からの封筒にビクッとするんですけど,裁判員裁判を経験した ということを周りに言うと,いろんなことを質問されるんですよね。どう だったとか,何着ていったとか。最初この制度ができたときってたくさん 流れていたと思うけど,忘れられていると思うんです。もう誰がなっても おかしくないというのをもうちょっと広めて,怖がらずに,やれるという ことを伝えたいですね。

司会者

ありがとうございます。ちょっと裁判員制度の広報というのは、始める前は相当力を入れておりまして、最近、その辺の広報をどのようにするかというふうな、もう一回見直しをして、また違った意味でいろんな広報が必要なんだろうと考えておりますので、また皆さんの方からもお知恵を拝借しながら、広報活動を頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは3番の方お願いいたします。

経験者3

私も裁判員裁判を経験して、すごくよかったです。それで、一番最初の頃は、何かちょっと噂というか、勉強をしていかないといけないとか、すごく知識を一杯持っていかないといけないんじゃないかというのが、何となく聞こえてきたような気がしましたけれども、全くクリアな状態で、そこでいろんなことを教えていただいて、そこでいろいろ評議したり話し合いをしたりして、ここでどんどん分かってくるんだというので、私でも大丈夫だというのが分かりました。突然、最高裁判所から書類が送られてきたときはびっくりしますけれども、やっぱり選ばれた以上は、その責任を全うするという気持ちで、それだけの気持ちで臨んだらいいと思います。

これから先, 自分が経験できない裁判所の中で働いている人たちとか,

裁判官とか、弁護士の方とか検事の方とか、多分普通に生きていたら一生会えないかもしれない人たちとも御縁ができますし、こういう場に来ることも多分ないと思いますので、これから裁判員裁判をなさる方も、全く怖がらずに、変なことを考えずに知識も不要ですし、本当に普通に来ていただいて、それで大丈夫だったというのがわかりましたので、やっていただきたいなと思います。

司会者

ありがとうございました。続きまして、2番の方お願いします。

経験者2

精神的な負担があったりするというような噂を聞いておりましたけど、 全然ありません。私は裁判なんかはテレビとか映画の世界ぐらいしか考え ていなかったんですけど、実際に参加してみて、非常に貴重な体験をさせ ていただきました。本当にいい勉強させていただいたと思っています。と きには厳しく、優しく対話していただいて、私も発言することができたと 思います。テレビや新聞では、非常に疲れるんじゃないかというような報 道もありますけど、期間は4日間ぐらいの短期間ですし、身体的にも全く 問題なく過ごすことができました。人を裁くということは非常に難しいこ とではありますけれども、得るものが多くて、視野が広がりますので、ぜ ひ参加していただきたいと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、1番の方お願いします。

経験者1

私が裁判員に選ばれたと周囲に言っても、ああ、そうねという感じで、途中で会っても多分どこまで聞いていいのか、守秘義務があって気を遣ったのかどうか分かりませんけど、あれから1年たちますけど、そんなにみんな余り気にもしていないみたいですけど、そんな私でもできたので、こ

ういう制度を広めるのはちょっとまだ足らんのかなとも思われますけれど も、裁判官の方も佐賀は親切で、我々でも参加できるような裁判だったの で、飛び込んでぜひチャレンジされてくださいと言いたいです。

司会者

ありがとうございました。

最後に法曹関係の方3人においでいただいていますので、杉山弁護士の 方から、意見交換会全体を通して何か一言コメントがあればお願いしたい のですが。

弁護士

今日は、皆様ありがとうございました。私が担当した事件ではないんですけれども、今日はさまざまな御意見をいただきました。これから裁判員になられる方に対してのメッセージをいただきましたけど、こちらとしても、より良い裁判ができるように皆様にもっともっと分かりやすく、事件を理解していただいて、御判断いただけるようにということで精進していきたいと思いますので、今日はいい機会を与えていただきありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。

それでは、鈴木検事お願いします。

検察官

今日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございました。私の方も直接の担当事件ではなかったんですけれども、特に証拠調べなどについて率直な御意見をいただきまして、今後、自分が担当する際や、持ち帰って検察庁の方にもこういう意見があったということを伝えて、みんなにより分かりやすい裁判員裁判というのを目指していきたいと考えております。本当にありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。では、最後に杉田判事お願いします。

裁判官

皆さん,今日は本当に来てくださってありがとうございます。今,発言を求められた趣旨からは外れてしまうんですけれども,お一人お一人本当に懐かしく,あのときあんなことがあったかもみたいなことを思い返すこともあって,皆さんが来てくださったことを,本当にうれしく思いました。

今のは余計な話なのかもしれませんが、皆さんにお話ししましたけれども、裁判員制度というのは、制度の趣旨自体はとてもいい制度だと考えているというお話をしたかと思います。それが今、まがりなりにも実際に何とか運用できているのは裁判員になってくださった方の熱意、これが一番大きい。皆さんにその熱意を持ち続けていただき、これから来ていただく方にも持ち続けていただくためにも、我々はこれからもっと頑張らないといけないと、そう思っています。今日皆さんの方からいただいたお話、それを必ず活かしたいと思います。これからもこの制度がますますよくなっていきますように、皆さんの方にも今後とも御協力いただければと思います。よろしくお願いします。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、傍聴されている記者の皆さ んから何か御質問があればどうぞ。

記者

今日はありがとうございます。まず、私から、どなたでもいいんですけれども、教えていただきたいことがあります。裁判員制度を社会にもっと広めていくことはすごく大切なことだと思うんですが、そんな中で、皆さんの経験を発信していくというのも一つすごく重要なことなのかなと思っています。例えば、職場とか御友人とか、そういう周囲の人に経験をどの

程度話したりすることがありますか。また、その反応とかはどのような反応とかが多いですか。というのをどなたでもいいので教えてください。

司会者

いかがでしょうか。守秘義務という問題はあるんですけれども、自分が裁判員を経験しましたということとか、裁判員をやってみての感想をその周囲の方におっしゃるのは全然問題ありませんし、日本の刑事裁判は公開の法廷でやっていますので、公開の法廷で証拠調べした内容というのは、これは秘密の中に入らないとなっているわけですね。そうすると、実は守秘義務の範囲というのは皆さんが一般的に言われているよりは私としてはそんなにないと思っています。つまり評議の中で裁判員のAさんがこんなことを言った、何対何でこういう結論になったとかいうことはもちろん秘密の中身に入ってくるんだろうと思いますけれども、それ以外のことでしたら、自分は裁判員として経験して、どんな事件だったんですかと聞かれたら、こういう事件でしたよというふうなお話をすることとか、あるいは裁判員を経験しての感想などの話というのは周囲の方にしていただいて全然問題のないことなんですよね。ですから、守秘義務が非常に負担だというふうな御意見もあるわけですけれども、意外と守秘義務の範囲というのは、実際は余り広くないのかなという気はしているんですよ。

また、私が経験した事件では、ある会社の方が裁判員になって、その人が裁判員休暇を取られて裁判員になったので、会社に戻って裁判員をやった体験を、研修のときに話してほしいということで話しをされたという裁判員経験者の方がいたんですけれども、何かそれに近いような御経験された方というのはありませんか。そこまで大々的なものでないにしても、御自宅に戻られて、えっ、どんなことをやったのということで当然質問があるだろうなというふうに思うんですけど、その辺について、家族の中でこんな事件だったよとか、こんな感想だったよというふうなお話ってされて

いること多いんじゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

経験者1

私が今ちょっと思うに、私も普通の人間で、悪いことはあんまりやらないもので、こういう事件というものに触れたらいけないではないけれども、興味がないんじゃないですかね。うちの家族もそうです。だから、私の友達もそうじゃないかなと思います。食いついてこない。今どきのおもしろいものとか、そういうのには結構興味があるけど、こういうの犯罪ですよね。それにやっぱりそんなみんな敏感じゃないので、話に乗ってこないんじゃないかなと思いました。

司会者

縁がないということはすごくいいことではあるんですけどね。

経験者5

私の場合は、地域で寄り合いしたときに、「こがなことやらせてもらった。」と言ったら、「ああ、それはよか経験したね。」と言われたですね。「あんた病気になれば。おれが代わりに行ってやるけん。」と、そういう人もいるんです。「その代わり、あんた、くじに3回当たらんと、行きたくても行けないよ。」といって言ったことはあります。

司会者

そうですか。そう聞かれたわけですか。

経験者5

うらやましがられました。

司会者

ありがとうございました。

記者

質問をさせていただきます。皆さんは裁判員をされてから、裁判員同士

で集まったりとか、その後、お話しされたりとかいう機会は今まであったんでしょうか。

司会者

その辺はいかがですか。

経験者3

全くないです。そこでお疲れさまと別れて。はっきり言って、全員の名前を覚えているかといったら覚えていませんし、裁判長は名前でみんなを呼んでいただきましたけれども、私たちは番号でずっと呼ばれていましたので、席順の番号とか、お疲れさまでしたという感じで。いつかどこから会ったらいいですねという感じで。だから、本当に名前すら覚えていないです。

記者

裁判員の任期というのはあるんですかね。任期が終わってからは、もう 特に裁判員同士の、裁判所との関わりというところはないでしょうか。

経験者3

はい。評議室で「お疲れさまでした。」で、もう全て終わりです。

記者

さっきの経験を話されるかというところの話ともつながるんですけど、何かちょっとひっかかっていた部分がそれぞれの方、裁判であったというようなところをお聞きしたんですが、その辺を解消できる、例えば解消した方がおられたら、そういうふうなところをどうやって解消されたのか。もし解消できていないような方がいらっしゃったら、こういうのがあればいいなみたいなのがあればちょっとお伺いしたいんですけれども。4番の方は、判決で、これで大丈夫だったのかなみたいなのを、ちょっと再犯率とか法の関連とかでおっしゃっているので、お聞きしたいのですが。

経験者4

そうですね、やっぱりいただいた資料が大体これぐらいという期間を見ると、それ以上私たちは望むことができないですよね。それなら裁判員の仕組みはどうなのかなって思いながら、でも女としての意見をすごく言えたので、もうやり切った感があるというか、でも、何かわいせつ行為に対して本当短いとしか思わないので、あの後記事とかすごく新聞とか、そうだそうだと思いながら見るぐらいですかね。それ以上のことは何も発言する場所もありませんし。

司会者

ほかの方はいかがですか。裁判員同士どういうふうにしているのかとい うのは、そこの裁判官によって大分違うのかもしれないですね。

記者

今日はありがとうございました。先ほど4番の方の話にもあったんですが、わいせつという言葉とかに関して、裁判に参加した後ですごく敏感になったというお話だったと思うんですけれども、ほかの方とかも、うちでもニュースをいろいろ取り上げさせてもらっているんですが、そういったニュースとかに関してのアンテナというのはどう変わりましたかね。何か敏感になるようになったのかなとか少し気になるんですけれども。

司会者

その辺いかがですか。裁判員を経験された後,そういう犯罪とか,特に 女性が被害者の事件ですか。

記者

そうですね、ニュースに対して敏感になったのかなというか、どれくらい裁判の後と前でニュースに対する思いとか、見る感じが変わったとか、例えば、見方が変わったとか、そういうのがもしあれば参考にさせていただきたいんですが。

司会者

その辺いかがですか。

経験者4

見方は完全に変わったと思います。新聞の小さい欄まですごく見るし, ああ,この裁判員は大変だったろうなというふうに考えるし,逆に佐賀の ことも,またされているんだなというふうに,すごく見る機会は前より多 くなったと思います。

司会者

ほかの方はいかがですか。

経験者3

私もすごくニュースと、あとこれはどうなっているんだろうということで、インターネットとかでずっと調べるようになりました。それと、あと裁判長とかテレビで出ていらっしゃると、あっ、今こういう事件をなさっているなとか、今まで立ち止まって見ることがなかったようなのにも目が行くようになりました。

それと、例えば、永山事件についても興味があって調べて、それからの判例で光を当てていって、未成年とか、あといろんなことを、全部が全部覚えているわけじゃないんですけれども、今まで素通りしていたのをちょっとだけ立ち止まって見て、あと本当に小さい事件だけじゃなくって、まず今一番最初に新聞読むのは佐賀県版から始めるんですよ。今佐賀のニュースが何があっているかなというふうに見て、三面記事見て、経済面見てって、新聞を見るページが変わりました。まず地元からというふうに、全然そこをやっていなかったんです。漠然と見ていたのがすごく何となく変わりました。

記者

私はテレビ局なんですが、テレビのニュースの見方というのはどうでしょうか、やはり新聞の方を見ますか。

経験者3

夕方見る時間がなかったりしますが、テレビはよく見ます。テレビ局のアナウンサー日記も見ますし、ネットで。誰がいらっしゃるかなというのも見たりとか、やっぱり全く興味がないわけじゃなかったんですけど、そこまでしなかったのが裾野が広がったような気がします。佐賀県だけじゃなくって、例えば、ものすごく大きい事件でも裁判員がやっていらっしゃるんだって、1か月とか半年とかいうのを記事で見たりしたらどうするんだろうとか、やっぱりそこまで、心配じゃないですけれども、お仕事どうするんだろうとか、どうやってこの人たち行くんだろうとか。例えば、住んでいたときに書類が送ってきて、その人が転勤になったらどうなるんだろうとか、そこまで調べるのではないですけど、分からないのはやっぱりとことん突き止めるようになりました。

記者

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

記者

1番の方に質問をさせていただきたいんですが、最初の自己紹介のときに、多分評議の話だったと思うんですが、そこで出てくる言葉が難しくて理解に苦しむことがあったというふうに話されていました。難しい言葉とかがあったとき、その場で具体的にすぐ質問ができたのか、それともそういう雰囲気ではなくて質問できないのか、ちょっとそのときの状況を教えていただけますか。

経験者1

難しい言葉というか、評議とか審理とか、そういうのはぴんとこないのがあったと思われますね。かなり漢字がいっぱいあって、最初はどれが何なのかみたいな感じでした。そのようなことを思って言ったと思いますけどね。まあ最終的には自分では理解したと思います。分からなかったら多

分質問したんじゃないかと思います。

記者

あともう1点質問なんですが、さっき3番の方が実際公判の期間がすごく長いような裁判もあるということだったんですけど、皆さんは大体何日間くらいの期間裁判員をされたのか、ちょっとお一人ずつ教えていただけますか。かぶっている事件もあるかと思うんですが。

司会者

それは覚えていらっしゃればということですね。

記者

そうですね、そんなに細かくなくてもいいんですけれど、大体ここにいる皆さんはそこまで長期ではなかったのかなという理解ですが。

経験者1

我々は、1番と2番は4日でした。

経験者3

1週間です。

経験者4

5日間です。

経験者5

我々は4日間です。

記者

ありがとうございます。

司会者

それでは、裁判員経験者の皆様には、長時間意見交換会、それに引き続きまして記者の皆さんからの質問等に御参加いただきまして本当にありがとうございました。皆様から今日いただきました御意見につきましては、裁判員裁判の改善、あるいはより充実した分かりやすい裁判を実現するた

めに、非常に大きな資料になるだろうと思っております。これからも裁判 員制度をより充実したものとなるように、私どもも努力してまいりたいと 思いますので、今後とも御理解と御支援のほどよろしくお願いいたします。 本日は誠にありがとうございました。これで終了させていただきます。